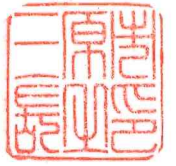


# 公 告

地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を定めたので、農業  
経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 8 項の規定により公告する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

三原市長 岡 田 吉 弘



地域計画を策定した地区

- 1 木原・糸崎・中之町・深町地区
- 2 八幡・三原地区
- 3 長谷・高坂地区
- 4 小泉・沼田西地区
- 5 沼田東地区
- 6 田野浦・須波・幸崎地区
- 7 鷺浦地区
- 8 本郷・北方地区
- 9 船木地区
- 10 南方地区
- 11 久井地区
- 12 羽和泉地区
- 13 坂井原地区
- 14 中野地区
- 15 上徳良・下徳良地区
- 16 萩原・福田・篠・蔵宗地区
- 17 大草地区
- 18 平坂・和木地区
- 19 榎梨地区